

随意契約見直し計画の進捗状況等

法人名：九州大学

1 随意契約の一般競争入札等への移行状況

| | 18年度実績 | | 見直し後 | | 19年度実績 | | 20年度実績 | | 21年度実績 | | 22年度実績 | | 23年度実績 | | 24年度実績 | | | | | |
|---------------------------------|--------|-------------|-------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|-------|--|-------|--|
| | 件数 | 金額 (百万円) | 件数 | 金額 (百万円) | 件数 | 金額 (百万円) | 件数 | 金額 (百万円) | 件数 | 金額 (百万円) | 件数 | 金額 (百万円) | 件数 | 金額 (百万円) | 件数 | 金額 (百万円) | | | | |
| 事務・事業を取りやめたもの (18年度限りのものを含む) | | | 47.8% | 49.4% | 47.8% | 49.4% | 47.8% | 49.4% | 52.3% | 52.0% | 52.3% | 52.0% | 52.3% | 52.0% | 52.3% | 52.0% | | | | |
| | | | 42 | 1,150 | 42 | 1,150 | 42 | 1,150 | 46 | 1,211 | 46 | 1,211 | 46 | 1,211 | 46 | 1,211 | | | | |
| 一般競争入札等 | 競争入札 | | | 1.1% | 0.5% | 2.2% | 1.3% | 10.2% | 6.2% | 14.8% | 8.5% | 14.8% | 8.5% | 14.8% | 8.5% | 14.8% | 8.5% | | | |
| | | | | 1 | 11 | 2 | 29 | 9 | 145 | 13 | 197 | 13 | 197 | 13 | 197 | 13 | 197 | | | |
| 一般競争入札等 | 企画公募 | 11.4% | 10.1% | 1.1% | 0.8% | 1.1% | 0.8% | 1.1% | 0.8% | 1.1% | 0.8% | 1.1% | 0.8% | 1.1% | 0.8% | 1.1% | 0.8% | | | |
| | | 10 | 236 | 1 | 18 | 1 | 18 | 1 | 18 | 1 | 18 | 1 | 18 | 1 | 18 | 1 | 18 | | | |
| 随意契約 | 88.6% | | 89.9% | | 50.0% | | 49.3% | | 48.9% | | 48.5% | | 40.9% | | 43.6% | | 31.8% | | 38.7% | |
| | 78 | | 2,092 | | 44 | | 1,149 | | 43 | | 1,131 | | 36 | | 1,015 | | 28 | | 902 | |
| 合計 | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | | 100.0 | |
| | 88 | | 2,328 | | 88 | | 2,328 | | 88 | | 2,328 | | 88 | | 2,328 | | 88 | | 2,328 | |

(注) 1 「18年度実績」欄及び「見直し後」欄の件数、金額は、「随意契約見直し計画」の数値と一致する。

2 「合計」欄の件数、金額は、各欄とも同一計数(18年度実績)を記載している。

2 随意契約見直し計画の内容検証

「随意契約見直し計画」においては、平成18年度に締結した随意契約について点検・見直しを行い、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き一般競争入札等に移行することとしていた。現在、随意契約として残っているものについては、契約相手を指定せざるを得ないものであって、「一般競争入札」又は「企画競争・公募」に移行することは難しいと思料される。

3 随意契約見直し計画の達成に向けた具体的取組

| 具体的取組(計画) | 取組状況(実績) |
|-------------|---|
| 契約業務の適正化の推進 | 契約業務の適正化をより強く推進するために、随意契約に関する通知や適用基準等を部局担当者が参照し易いように、学内ホームページをより見やすく整理した。 |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【同一所管公益法人等との契約】

(法人名：国立大学法人九州大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 公共工事の名称、場所、数量及び種別並びに物品の名称等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(単位：円) | 契約の種類 | 随意契約によることとした理由(具体的に詳細に記載) | 見直しの結果 | 講ずる措置 | 類型区分 | 備考 | H19 実績(契約金額：円) | H19 講じた措置 | H20 実績(契約金額：円) | H20 講じた措置 | H21 実績(契約金額：円) | H21 講じた措置 | H22 実績(契約金額：円) | H22 講じた措置 | H23 実績(契約金額：円) | H23 講じた措置 | H24 実績(契約金額：円) | H24 講じた措置 |
|----|------------------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|-------------|------------|-------|--|--------|-----------------|------|----|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 1 | 独立行政法人国立印刷局 東京都港区赤坂一丁目2番4号 | 試験問題 87900部 | 経理責任者 事務部長 幸田 進治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年12月8日 | 13,114,997 | 随意契約 | 入等試験問題の性質を鑑み、本学入等試験問題の印刷については、日本銀行券を偽造とする証券類、郵便物の送達及び印刷、政府行政物の製造などの重責を担い、効率的な生産技術の開発・開発と徹底した製造管理体制を有する独立行政法人国立印刷局以外に譲り負える企業はないため(会計規則9条1項号及び契約規程25条1項8号) | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの | | 15 | 13,114,997 | 随意契約によらざるを得ないもの | 13,114,997 | 随意契約によらざるを得ないもの | 13,114,997 | 随意契約によらざるを得ないもの | 13,114,997 | 随意契約によらざるを得ないもの | 13,114,997 | 随意契約によらざるを得ないもの | 13,114,997 | 随意契約によらざるを得ないもの |
| 2 | 社団法人化学情報協会 東京都文京区駒込6-1-4 | FSoFinder Scholar」による情報検索サービスの利用 | 経理責任者 事務部長 幸田 進治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成19年3月30日 | 12,039,300 | 随意契約 | 必要な条件を満たした唯一の代理店であるため(会計規則9条1項号及び契約規程25条1項8号) | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの | | 12 | 12,039,300 | 随意契約によらざるを得ないもの | 12,039,300 | 随意契約によらざるを得ないもの | 12,039,300 | 随意契約によらざるを得ないもの | 12,039,300 | 随意契約によらざるを得ないもの | 12,039,300 | 随意契約によらざるを得ないもの | 12,039,300 | 随意契約によらざるを得ないもの |
| 3 | 社団法人日本アイソトープ協会 東京都文京区本駒込二丁目2番4号 | 放射性医薬物の集荷、処理、処分業務一式 | 経理責任者 事務部長 幸田 進治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年11月22日 | 10,286,596 | 随意契約 | 選定条件を満たした唯一の業者であるため(会計規則9条1項号及び契約規程25条1項8号) | その他 | 随意契約によらざるを得ないもの | | 1 | 10,286,596 | 随意契約によらざるを得ないもの | 10,286,596 | 随意契約によらざるを得ないもの | 10,286,596 | 随意契約によらざるを得ないもの | 10,286,596 | 随意契約によらざるを得ないもの | 10,286,596 | 随意契約によらざるを得ないもの | 10,286,596 | 随意契約によらざるを得ないもの |
| | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | 35,440,895 | | | | | | 0 | | | | | | | | | | | | |

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額契約限度額以下のものを除く)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務者と同じ所管に属する公益法人」及び「再就職者がいる民間法人をいう。)との契約を記載する。
なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人又は国立大学法人法(平成15年法律第

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払いのみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信設備・・・調査対象(1回の支払につき1件とする)

複数年契約のリース契約、コピー機のリース契約・・・18年度に契約していなければ、調査対象外

(注3) 単価契約の場合は、契約金額欄に調査総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の調査総額(予定)額)を記載し、備考欄に単価契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて調達している場合は、代表

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地)には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的に詳細に記載すること。

(注6) 契約の種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直すことは決まっているが現時点で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができる。

なお、平成18年度に不審・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合は、「競争入札に移

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない) 随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型見易表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号

- 該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。
- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
- ・秘密の維持が必要とされている場合「15」
- ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
- ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」
- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とする場合には「19」

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の各々の契約】

(法人名：国立大学法人九州大学)

Table with columns: 件数, 契約の相手方の住所又は名称及び数量, 公共工事の名称、場所、規模及び積算又は数量, 契約担当者の長名及びにその所属する部署の名称及び数量, 契約を締結した日, 契約金額(単位: 円), 契約種類, 随意契約のごとこととした理由(契約内容及び詳細に記載), 異議申しの結果, 講ずる措置, 区分, 備考, H19 実績(契約金額: 円), H19 講じた措置, H20 実績(契約金額: 円), H20 講じた措置, H21 実績(契約金額: 円), H21 講じた措置, H22 実績(契約金額: 円), H22 講じた措置, H23 実績(契約金額: 円), H23 講じた措置, H24 実績(契約金額: 円), H24 講じた措置.

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人九州大学)

Table with columns: 件名, 契約の相手方の名称, 公共工事の名称・場所・規模及び締結した物品の名称及び数量, 契約担当の長名並びにその所管する部署の名称及び数量, 契約を締結した日, 契約金額(単位:円), 契約種別, 随意契約によることとした理由(名称及び所在地), 見直しの結果, 講ずる措置, 契約区分, 備考, H19 実績(契約金額:円), H19 講じた措置, H20 実績(契約金額:円), H20 講じた措置, H21 実績(契約金額:円), H21 講じた措置, H22 実績(契約金額:円), H22 講じた措置, H23 実績(契約金額:円), H23 講じた措置, H24 実績(契約金額:円), H24 講じた措置.

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の者との契約】

(法人名：国立大学法人九州大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 公共工事の名称、場所、規模及び種別並びに物品供給等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(単位：円) | 契約の種類 | 随意契約によることとした理由(具体的にかつ詳細に記載) | 見直しの結果 | 講ずる措置 | 契約区分 | 備考 | H19 実績 | H19 講じた措置 | H20 実績 | H20 講じた措置 | H21 実績 | H21 講じた措置 | H22 実績 | H22 講じた措置 | H23 実績 | H23 講じた措置 | H24 実績 | H24 講じた措置 |
|----|--|----------------------------------|--------------------------------|-------------|------------|---------|--|--------|--------------------------|------|----|------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|--------------------------|
| | | | | | | | | | | | | (契約金額：円) | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | (契約金額：円) | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | (契約金額：円) | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | (契約金額：円) | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | (契約金額：円) | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | (契約金額：円) | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 75 | (株) 教育施設研究センター福岡事務所・福岡市博多区博多駅前中央ビル7番2号 | (医病) 外来診療棟新築設計業務 | 経理責任者 藤原隆夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年6月23日 | 60,900,000 | 企画競争・公募 | 標準型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第1号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 60,900,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 60,900,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 60,900,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 60,900,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 60,900,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 60,900,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 76 | (株) 総合設計計画・東京都荒川区東日暮里四丁目22番2号 | (医病) 外来診療棟新築設計業務 | 経理責任者 藤原隆夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年6月23日 | 35,700,000 | 企画競争・公募 | 標準型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第1号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 35,700,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 35,700,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 35,700,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 35,700,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 35,700,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 35,700,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 77 | (株) 山下設計九州支社・福岡市博多区多岐前二丁目20番1号 | (医病) 精神科病棟改修設計業務 | 経理責任者 藤原隆夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年6月23日 | 17,850,000 | 企画競争・公募 | 標準型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第1号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 17,850,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 78 | (株) 森村設計・東京都目黒区中目黒1丁目8番8号 | (医病) 精神科病棟改修設計業務 | 経理責任者 藤原隆夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年6月23日 | 10,290,000 | 企画競争・公募 | 標準型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第1号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 10,290,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,290,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,290,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,290,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,290,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,290,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 79 | 風川記念・日本設計共同体・福岡市中央区天神1丁目13番2号 | (伊働) 全学教育施設等新築その他設計業務 | 経理責任者 藤原隆夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年11月21日 | 59,850,000 | 随受契約 | 基本設計の委託契約において実施設計は随意契約を行うものとしていた事である(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第1号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 59,850,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 59,850,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 59,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 59,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 59,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 59,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 80 | (株) テクノエース・福岡市中央区舞鶴3丁目1番10号 | (伊働) 全学教育施設等新築設計業務 | 経理責任者 藤原隆夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年12月22日 | 34,860,000 | 企画競争・公募 | 標準型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第1号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 34,860,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 34,860,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 34,860,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 34,860,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 34,860,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 34,860,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |

平成18年度に締結した随意契約の点検・見直しの状況
【その他の名との契約】

(法人名：国立大学法人九州大学)

| 件数 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 公共工事の名称、場所、機能及び種別並びに施設設備等の名称及び数量 | 契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約金額(単位：円) | 契約の種類 | 随意契約によることとした理由(具体的かつ詳細に記載) | 見直しの結果 | 講ずる措置 | 区分 | 備考 | H19 実績 | H19 講じた措置 | H20 実績 | H20 講じた措置 | H21 実績 | H21 講じた措置 | H22 実績 | H22 講じた措置 | H23 実績 | H23 講じた措置 | H24 実績 | H24 講じた措置 | | |
|----|---|--|--------------------------------------|------------|---------------|-------------|--|--------|--------------------------|----|----|---------------|--------------------------|---------------|--------------------------|---------------|--------------------------|---------------|--------------------------|---------------|--------------------------|---------------|--------------------------|---------------|--------------------------|
| | | | | | | | | | | | | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | (契約金額：円) | | |
| 81 | (株) 総設計・福岡 市中中央区区道5丁目2番8号 | (伊都) 数理学研究教育 種等新築設計業務 | 経理責任者 藤原良夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成19年1月4日 | 17,850,000 | 企画競争・ 公募 | 簡易公募型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第5号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 17,850,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 82 | (株) 新日本設備計 画事務所・福岡 市南区多摩新築2丁目9番1号 | (伊都) 数理学研究教育 種等新築設計業務 | 経理責任者 藤原良夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成19年1月5日 | 17,850,000 | 企画競争・ 公募 | 簡易公募型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第5号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 17,850,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 17,850,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 83 | (株) 大建設福岡 事務所・福岡市 多摩新築1丁目4番1号 | (伊都) 総合体育館新築 設計業務 | 経理責任者 藤原良夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成19年2月16日 | 10,605,000 | 企画競争・ 公募 | 簡易公募型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第5号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 10,605,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,605,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,605,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,605,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,605,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,605,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 10,605,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 84 | (株) 日本設計九州 支社・福岡市中央区 天神一丁目1番2号 | (伊都) 差控整理(共同 債権)設計業務 | 経理責任者 藤原良夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成19年2月21日 | 12,600,000 | 企画競争・ 公募 | 簡易公募型プロポーザル方式による(会計規則第39条第1項第1号及び契約事務取扱規程第25条第1項第5号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 12,600,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 12,600,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 12,600,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 12,600,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 12,600,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 12,600,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 12,600,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 85 | (株) 友通工務店・ 福岡市南区約町1丁目2番3号 | (廣済) 先達予閉居座セ ンタ一館新築・福岡市 東区約町3丁目1番1号 九州大学構内・建築一式 工事 | 経理責任者 藤原良夫 早田 憲治 福岡市東区箱崎6-10-1 | 平成18年6月6日 | 28,980,000 | 随意 契約 | 競争入札不課後の随意契約(会計規則第39条第1項第5号) | その他 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | | | 28,980,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 28,980,000 | 20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 28,980,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 28,980,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 28,980,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 28,980,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの | 28,980,000 | 21年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの |
| 合計 | | | | | 2,292,742,019 | | | | | | | 2,292,742,019 | | 2,292,742,019 | | 2,292,742,019 | | 2,292,742,019 | | 2,292,742,019 | | 2,292,742,019 | | 2,292,742,019 | |

(注1) 本表は、平成18年度に締結した支出原因契約であって随意契約(各国立大学法人の定める少額随契限度額以下ものを除く。)のうち、「同一所管公益法人等」(「特殊法人等」、「独立行政法人等」、「当該独立行政法人の主務者と同一の所管に属する公益法人」及び「再就職者がある民間法人」をいう。)以外の者(その他の公益法人、民間法人等)との契約を記載する。なお、特殊法人等とは、特殊法人又は認可法人を指し、独立行政法人等とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法

(注2) 平成18年度より前に契約を締結した長期継続契約(18年度には支払のみが生じており、契約行為がないもの)については、以下のとおり整理する。

電気、ガス、水道、電話通信設備等・調査対象(1面の支払につき1件とする)

複数年契約のリース契約、コピー機の保守設備等・、18年度に契約してなければ、調査対象外

(注3) 単年度契約の場合は、契約金額欄に課税総額(複数年契約の場合は、契約期間全体の課税総(予定)額)を記載し、備考欄に単年度契約である旨及び単価を記載する。複数品目等を1契約にて課税している場合は、代表的な品目等の単価を記載する。

(注4) 「契約担当者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地」には、原則として契約時の担当者等を記載するが、これにより難い場合は適宜の時点の担当者名として差し支えない。

(注5) 随意契約によることとした理由は、説明責任を十分に果たせるよう具体的かつ詳細に記載すること。

(注6) 契約の種類は、競争性のない随意契約については「随意契約」、企画競争又は公募による随意契約については「企画競争・公募」と記載すること。

(注7) 見直しの結果は、「問題あり」、「見直しの余地あり」又は「その他」に分類すること。引き続き「企画競争・公募」とする場合は、「その他(引き続き企画競争・公募を実施)」と記載する。

(注8) 講ずる措置は、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」、「競争入札に移行」、「企画競争を実施」、「公募を実施」又は「随意契約によらざるを得ないもの」に分類し、()で移行時期等を補足すること。ただし、見直しとは決まっているが現段階で確定的に記載できない場合は、「競争入札若しくは企画競争に移行」等の記載とすることができ

る。なお、平成18年度に不審・不調随意契約であったものについては、「20年以降、当該事務・事業の委託等を行わないもの」に該当する場合は、「競争入札に移

(注9) 「類型区分」欄には、「講ずる措置」欄において「(競争性のない)随意契約によらざるを得ないもの」としたものについて、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)に該当する場合はその番号、

該当しない場合には以下のいずれかに区分の上、該当番号を記載する。

- ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」

- ・競争に付することが不利と認められる場合「14」

- ・秘密の保持が必要とされている場合「15」

- ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」

- ・特例法令に相当する規定に該当する場合「17」

- ・その他、1から17並びに19の類型区分に分類できないものについては「18」

- ・見直し後においても、なお、包括条項(バスケットクローズ)に該当する契約とる場合には「19」